

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

UBE三菱セメント株式会社

(法人番号：2010001217516)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

UBE三菱セメント株式会社九州工場

福岡県京都郡苅田町鳥越町2番地及び3番地

3 更新した期間

自 令和8年2月1日

至 令和14年1月31日

令和8年1月6日

門司税関長

弓削 州司